

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 対 象 建 物 木津川上流浄化センター、相楽中継ポンプ場
- (2) 需 要 場 所 京都府相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木 97 番地 他
- (3) 業種及び用途 下水道処理施設

2. 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

	浄化センター	相楽中継ポンプ場	自家発 補給契約※
電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	
標準電圧	6,000V	6,000V	
計量電圧	6,000V	6,000V	
標準周波数	60 ヘルツ	60 ヘルツ	
受電方式	本線受電のみ	本線受電のみ	
定格出力及び台数	1,500kVA 1 台	625kVA 1 台	25KW 4 台
用途	非常用	非常用	場内発電
定格電圧	6.6kV	6.6kV	200V
系統連携の有無	無	無	有
アンソラーサービス料対象容量			0kW

※なお自家発補給契約に関して、平成27年10月（供用開始）以降の使用実績は0である。

- (2) 予定使用電力量等
別添、各施設の電力使用計画のとおり
- (3) 契約期間
平成31年4月1日0時から平成32年3月31日24時
- (4) 需給地点
浄化センターにおける平成31年度は、需要場所における京都府の構内高圧架空引込第1柱上の第1支持点負荷側に、京都府が設置した気中開閉器の電源側リード接続点。変更する場合は京都府と協議すること
- (5) 電気工作物の財産分界点
浄化センターにおける平成31年度は、需要場所における京都府の構内高圧架空引込第1柱上の第1支持点負荷側に、京都府が設置した気中開閉器の電源側リード接続点。変更する場合は京都府と協議すること。
- (6) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産責任分界点に同じ。変更する場合は京都府と協議すること。

(7) 検針日および計量

検針日（計量日）は毎月1日とする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日0時から当該月の末日24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とするみなし小売電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。

単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = [\text{有効電力量} / \{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}^{1/2}] \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

燃料費調整は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定し、燃料費の調整を行うこととする。

なお、契約期間中の基準燃料価格、基準単価、原油換算係数等の算定諸元の変更は認めない。

(12) その他の割引がある場合にあつては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定するものとする。

(13) 再エネ発電促進賦課金など（以下「賦課金等」と言う。）

賦課金等は、京都府を供給区域とするみなし小売電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあつては、賦課金等は、考慮しないこと。

(14) 契約超過金

京都府は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

(15) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

(16) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府は、その代金を支払うものとする。

(17) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、双方協議の上で決

定するものとする。

木津川上流浄化センター内各月の電力使用計画年度→平成

31

年度

最大電力(kW)	使用電力量(kWh)					季節区分	
	重負荷 (夏季10~17時)	昼間 (重負荷除く8~22時)	夜間 (昼間及び重負荷除く)	合計	夏季 (7~9月)	その他季節 (夏季以外)	
4月	—	177,300	198,900	376,200	—	376,200	
5月	—	165,700	224,300	390,000	—	390,000	
6月	—	206,100	188,100	394,200	—	394,200	
7月	115,300	101,900	227,700	444,900	444,900	—	
8月	117,900	108,700	222,100	448,700	448,700	—	
9月	100,000	92,000	206,000	398,000	398,000	—	
10月	—	199,500	217,200	416,700	—	416,700	
11月	—	190,300	202,500	392,800	—	392,800	
12月	—	196,800	228,400	425,200	—	425,200	
1月	—	187,000	244,500	431,500	—	431,500	
2月	—	186,900	200,600	387,500	—	387,500	
3月	—	201,200	208,800	410,000	—	410,000	
合計	333,200	2,013,400	2,569,100	4,915,700	1,291,600	3,624,100	

自家発電補給契約料金各月の電力使用計画年度→平成

31

年度

最大電力(kW)	使用電力量(kWh)					季節区分	
	重負荷 (夏季10~17時)	昼間 (重負荷除く8~22時)	夜間 (昼間及び重負荷除く)	合計	夏季 (7~9月)	その他季節 (夏季以外)	
4月	-	0	0	0	-	0	
5月	-	0	0	0	-	0	
6月	-	0	0	0	-	0	
7月	0	0	0	0	-	0	
8月	0	0	0	0	0	-	
9月	0	0	0	0	0	-	
10月	-	0	0	0	0	-	
11月	-	0	0	0	-	0	
12月	-	0	0	0	-	0	
1月	-	0	0	0	-	0	
2月	-	0	0	0	-	0	
3月	-	0	0	0	-	0	
合計	0	0	0	0	0	0	

相楽中継ポンプ場各月の電力使用計画年度→平成 31 年度

最大電力(kW)	使用電力量(kWh)					季節区分	
	重負荷 (夏季10~17時)	全日 (高圧電力BSのため 夏季・その他季別)	夜間 (昼間及び重負荷除く)	合計	夏季 (7~9月)	その他季節 (夏季以外)	
4月	—	30,600	0	30,600	—	30,600	
5月	—	32,800	0	32,800	—	32,800	
6月	—	33,000	0	33,000	—	33,000	
7月	0	33,600	0	33,600	33,600	—	
8月	0	32,200	0	32,200	32,200	—	
9月	0	32,000	0	32,000	32,000	—	
10月	—	35,400	0	35,400	—	35,400	
11月	—	30,500	0	30,500	—	30,500	
12月	—	32,100	0	32,100	—	32,100	
1月	—	31,600	0	31,600	—	31,600	
2月	—	28,900	0	28,900	—	28,900	
3月	—	32,800	0	32,800	—	32,800	
合計	0	385,500	0	385,500	97,800	287,700	